

CULTURE & ARTS BULLETIN

まであまり議論がされてきませんでした²、本検討会は、著作権以外の知的財産権との関係を整理することも検討課題として掲げており、具体的には、AIの学習段階、生成物の生成段階及び生成物の利用段階それぞれを念頭に、意匠法、商標法及び不正競争法防止法や、肖像権・パブリシティ権との関係が議論されることが提案されています³。

上記の点を含め、本検討会の検討課題としては多岐にわたるテーマが提示されていますが⁴、特に文化芸術分野との関係では、生成AIの利活用による収益がクリエイターに還元され、新たな創作活動の動機付けとなるような方策を検討する必要がある点が検討課題として指摘されています⁵。この収益還元の具体的な方策については、補償金制度等の公的制度や新たな法規制を導入することも考えられるものの、本検討会資料⁶や第1回検討会における委員の意見⁷をみる限り、本検討会においては、マーケットや民間に収益還元の具体的な方策の発展を委ねる方向性が志向されているようです。

本検討会は、2023年12月11日に開催予定の第4回検討会において、論点整理を行うことを目指しています。論点整理までに充実した議論が行われ、上述したような検討課題に関して一定の方向性が示されることが期待されます。

(高橋 悠)

2. 内閣府が「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ（案）」を公表

近年、世界各地でオーバーツーリズムが問題となっており、例えば観光立国オランダでは、薬物目当てなどの好ましくない観光客の追い出し策（“Stay Away”キャンペーン）や寄港の規制、さらには2024年から観光客税の値上げを行うという異例のオーバーツーリズム対策を打ち出していることが話題となっています⁸。

世界的にもオーバーツーリズム対策が積極的に取り組まれている中、2023年10月

² AIと著作権の関係については、文化庁文化審議会著作権分科会においても並行して議論が行われています（<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/>）。

³ また、特許法との関係で、本検討会においては、AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方についても議論される予定です。

⁴ 詳細は内閣府知的財産戦略推進事務局「本検討会において検討すべき課題について」（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/siryou3.pdf）をご参照ください。

⁵ 本検討会においては、ディープフェイクについての知財法等の扱いに関する基本的考え方の整理も検討課題とされています。もっとも、ディープフェイク動画の制作過程で他人の著作物を無断利用している場合には著作権又は著作者人格権侵害、動画中の実演の改変については実演家の権利又は実演家人格権の侵害となり得ることは前提とされており、本検討会の問題意識は、むしろ、ディープフェイク動画において、外見や声を無断で使用された被写体（実演家ではない者）がどのような主張が可能かという点にあるようです。

⁶ 「本検討会において検討すべき課題について」（前掲注4）7頁をご参照ください。

⁷ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai2/siryou6.pdf

⁸ <https://www.cnn.co.jp/travel/35210495.html>

CULTURE & ARTS BULLETIN

18日、政府は、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ(案)⁹(「本対策パッケージ案」)を公表しました。前日の同月17日には、第3回オーバーツーリズムの未然防止・抑制に関する関係省庁対策会議(「本対策会議」)が開催され¹⁰、同会議において本対策パッケージ案が取りまとめられました。

本対策会議は、同年8月26日に行われた沖縄県観光関係者との車座対話後に、岸田総理大臣が「いわゆるオーバーツーリズムへの懸念についても、政府として重要課題だと受け止め、この秋にも、対策をとりまとめていきたい。」と発言したことを受けて¹¹、同年9月6日に観光庁を含む関係省庁により発足したものです。

岸田総理大臣の上記発言の背景には、最近の国内外の観光需要の急速な回復があるといえます。コロナウィルスの感染拡大以降、観光業界は大きな打撃を受けてきましたが、国土交通省の資料¹²によれば、今年9月の一月当たりの訪日外国人旅行者数は約218万人と、コロナ前の令和元年9月と比較して96%の回復となり、また、訪日外国人旅行消費額についても、今年1～9月までの合計は約3.6兆円と、年5兆円の政府目標達成も視野に入る勢いで推移しているとのことです。

このような観光需要の急速な回復により、多くの観光地で賑わいを取り戻している一方で、都市部を中心とした一部地域への偏在傾向も見られ、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響、旅行者の満足度の低下への懸念が生じている状況にある、いわゆるオーバーツーリズムが問題視されています。このような問題意識のもと、本対策パッケージ案では、以下の3つの柱により、観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するため、地域の実情に応じた具体策を講じることができるよう国として総合的な支援を行っていくこととしています。

1. 観光客の集中による過度の混雑やマナー違反への対応
2. 地方部への誘客の推進
3. 地域住民と協働した観光振興

まず、第1の柱については、(i)「タクシー不足に対応する緊急措置」、バスから地下鉄の乗換促進、手ぶら観光促進など、交通手段や観光インフラの充実を通じた「受入環境の整備・増強」、(ii)富士山をはじめとする人気観光地の入域管理や混雑運賃の導入などによる「需要の適切な管理」、(iii)混雑の可視化や高速道路料金割引の見直しなどによる「需要の分散・平準化」、(iv)統一ピクトグラムなどを通じた「マナー

⁹ 第21回観光立国推進関係会議配布資料5頁目

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/dai21/siryou.pdf>)

¹⁰ <https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/001634852.pdf>

¹¹ 第1回オーバーツーリズムの未然防止・抑制に関する関係省庁対策会議参考資料

(<https://www.mlit.go.jp/kankochu/content/001628640.pdf>)

¹² 国土交通省「観光の現状について」(令和5年10月)

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/dai21/siryou.pdf>)

CULTURE & ARTS BULLETIN

違反行為の防止・抑制」の4つが主な対策として挙げられています。特に、混雑運賃の導入について、観光需要の大きいバス路線で機動的かつ自由に運賃を設定できる制度を創設する規制緩和を行うことや、鉄道においても混雑運賃を設定できるよう、制度の弾力的な運用を今秋にも実施することに言及されている点が注目されます¹³。

次に、第2の柱については、地方部の11モデル地域の高付加価値化のための集中支援や、全国各地の特別な体験や期間限定の取組等の全世界への発信に対する支援などが挙げられています。

最後に、第3の柱については、第1・第2の柱で掲げられた対策を促進するため、全国約20の地域で地域関係者との協議に基づき策定した計画の実証や取組支援の包括的な支援を実施して、オーバーツーリズム対策の先駆モデルを創出することが掲げられています。また、各地域における課題解決に係る相談窓口を観光庁に直ちに設置し、各省庁が連携・協力して地域を支援する体制を整備することも対策の一つとして挙げられています。

本対策パッケージ案においては、こういったオーバーツーリズム対策の支援にどの程度の政府予算を充てるかというところまでは記載されていませんが、2023年10月18日に行われた第21回観光立国推進閣僚会議において、岸田総理大臣は、「持続可能な観光に向けた新たな取組に着手する」旨発言し、第1の柱に関しては「政府として、強力に支援していく」旨述べています¹⁴。日本の文化芸術の発展のために地域観光は欠かせないものですが、他方でオーバーツーリズムによる地域観光への悪影響は今後深刻となるおそれもあります。日本の文化芸術の発展のため、国も一丸となって積極的な対策・取組がなされることが期待されます。

(佐藤 真澄)

3. ハリウッドの脚本家ストライキが終結

2023年9月27日、全米脚本家組合（Writers Guild of America（「WGA」））が全米映画テレビ制作者協会（Association of Motion Picture and Television Producers（「AMPTP」））との間で新契約に関する暫定合意（Memorandum of Agreement（「MOA」））をするとともに、2023年5月2日から148日に及んだストライキを収束させました。

WGAがストライキを実施した背景には、①ストーリーミング配信サービスの普及により減額した脚本家の報酬の改善及び②脚本制作におけるAI利用の規制があります。①について、従前、脚本家が脚本を書いた作品が再放送・DVD化等により二次使用さ

¹³ 第21回観光立国推進閣僚会議事要旨2頁目
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/dai21/gijiyousi.pdf>)

¹⁴ 第21回観光立国推進閣僚会議事要旨4頁目
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/dai21/gijiyousi.pdf>)

CULTURE & ARTS BULLETIN

一方、昨今では、特に若年層やライト層をターゲットとして、従来の鑑賞方法にとらわれない形で気楽に芸術を楽しめる新たな取組みを目にする機会が増えているように思います。

先日、筆者は20年ぶりの来日公演となった「ボストン・ポップス on the Tour 2023」に足を運びました。ボストン・ポップス・オーケストラとは、小澤征爾が音楽監督を長年務めたことでも有名なボストン交響楽団が、オフシーズンである夏の間、ポピュラー音楽を演奏するために編成を変えた別団体であり、今回のような海外公演においては、フリーミュージシャンを集めたボストン・ポップス・エスプラネード・オーケストラが担当しています。ボストン・ポップスは、映画音楽の偉大な作曲家であるジョン・ウィリアムズが1980～93年まで常任指揮者を務めたことで知られており、今回の公演では「ジョン・ウィリアムズ・トリビュート」と題する新プログラムが披露されました。

ボストン・ポップスのコンサートは、ステージ上のスクリーンに映画作品を上映しながらオーケストラが映画音楽を演奏するというスタイルに最大の特徴があります。「ジョン・ウィリアムズ・トリビュート」においても、「スーパーマン」「ハリーポッターと賢者の石」「インディージョーンズ」「スターウォーズ」など、誰もが目にしたことのある映画の名シーンが、舞台奥に設置されたスクリーンに映し出されるのと同時に、それぞれの馴染み深いテーマ音楽が演奏され、視覚・聴覚の双方で楽しめるものになっています。

以前、筆者は、映画「バックトゥザフューチャー」の全編をオーケストラと共に上演するという意欲的なプログラムを鑑賞したことがあります。主人公のマーティ（マイケル・J・フォックス）が親友であるドクの必死の助力を得て、時計台に落雷する電力を使って30年前の過去から現在に戻るべくタイムスリップを試みるシーンは、この映画のクライマックスの一つですが、これに合わせてテーマ曲が生演奏されることで、過去と未来を行き来するスリリングな展開や主人公らの世代を超えた友情がよりドラマチックに感じられました。

このようなスタイルは20年前にはまだ珍しかったものの、現在では主流になっている、とボストン・ポップスの指揮者であるキース・ロックハートは語っています。本来映画にとって音楽は欠かせないものですが、映像とオーケストラによる生演奏という独立した芸術の表現方法を組み合わせることによって、これまでとは異なった新しい芸術の形が生まれます。

こうした芸術のコラボレーションは、映画と音楽に限られるものではなく、絵画と音楽というのも面白い組み合わせです。全世界で800万人以上を動員したというゴッホの世界を体感できる没入型展覧会「ゴッホ・アライブ」が、今年から来年にかけて日本でも開催されていますが、この展覧会では、従来の美術館での絵画鑑賞とは全く異なるアプローチが採られています。迫力のあるクラシック音楽が流れる中、それぞれの時代に描かれた数々のゴッホの名画が、暗い展示室の周りの壁や床に光鮮やかなプロジェクションで次々に投影されます。鑑賞者は、

CULTURE & ARTS BULLETIN

それぞれ思い思いの角度や体勢でゴッホの描く世界を五感で堪能することができ、従来のように静かな美術館の中を定められた経路に沿って歩くのとは全く異質の体験を可能にしています。

例えば、ゴッホがフランスのサン・レミ・ド・プロヴァンスで療養中に描いた「花咲くアーモンドの木の枝」という絵がありますが、三味線の「さくらさくら」の音楽に合わせて、眼前一杯に投影されたアーモンドの花がいっせいに散っていくといった仕掛けになっていて、浮世絵の影響を受けたとされるこの絵の特徴をより直感的に捉えることができます。

また、絵画と音楽とが一見無関係なものであったとしても、鑑賞者にとって思いもよらない感動を呼ぶこともあります。ゴッホの代表作の一つである「ひまわり」の背景には「アヴェ・マリア」が穏やかに流れます。ゴッホは1888年にパリから南仏アルルへと居を移しますが、壮絶な人生を送ったゴッホにとって、ひまわりは南仏の眩しい太陽や、彼が夢見たユートピアの象徴であったといわれており、ゴッホの短くも穏やかであったアルルでの日々をよりリアルに想像させます。

もちろん、絵画とクラシック音楽とは本来相関のある芸術分野であるといえ、例えば、モネの「睡蓮」にみられる微妙な光や色彩の表現と、幻想的なドビュッシーの「月の光」との相性を認めることは難しくありません。しかし、「睡蓮」とジャズといった、一見相いれない芸術のコラボレーションからは、静的であるはずの睡蓮の佇まいからは想像のできない動的な表現が生まれる余地があるように思います。同様に、イタリアの静物画家であるジョルジオ・モランディが描いた花瓶や器が整然と並べられた絵画に、エリック・サティのピアノ曲を忍ばせてみてはどうでしょう。静謐な均衡を保つ空間に、独特な浮遊感のある音が不器用にぶつかったりすり抜ける情景が思い浮かぶようです。

既存の芸術のあり方がある意味行き詰まりを見せている中で、時にはその取り合わせ自体が異端あるいは過激にも思える芸術・表現のコラボレーションという方法が、既存の芸術を再構築し、新たな「アート」との出会いを作り、それを鑑賞する我々の感性を磨いてくれる突破口になるかもしれません。

(喜多野 恭夫)

CULTURE & ARTS BULLETIN

【編集後記】

- ◇ 文化芸術の分野は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊のほか、映画・漫画・アニメーションなどのメディア芸術、雅楽・能楽・文楽・歌舞伎などの伝統芸能、落語・浪曲・漫談・漫才・歌唱などの芸能、茶道・華道・書道・食文化などの生活文化、囲碁・将棋などの国民娯楽、出版物・レコード等、有形・無形の文化財など、実に多岐にわたります（文化芸術基本法 8 条～13 条参照）。それらをどのように選択し、組み合わせるかのパターンは、コラムで取り上げられている映画と音楽、絵画と音楽といった代表例にはじまり、無限にあると言ってもよいですが、どのコラボレーションにも、人の理性や感情に訴えかける何かが生まれる期待感しかありません（モランディの静物画にサティのピアノ曲を忍ばせることで生まれる「静謐な均衡を保つ空間に、独特な浮遊感のある音が不器用にぶつかったりすり抜ける情景」は、芸大で教鞭も執る喜多野弁護士ならでは）。人間と AI のコラボレーションは、取組みが進展するにつれ新しい課題も生じていますが（Lawyer's Pick 1.や 3.もその例）、過渡期ゆえに議論は流動的であり、着地までにはまだ産みの苦しみが続きそうです。
- ◇ 今月から、ステマ規制やインボイス制度など、新たな制度がスタートいたしました。ステマ規制は企業・私人の発信に一定の制限を加えるという意味で、インボイス制度は文化芸術業界に比較的多いと考えられる個人事業主や中小・零細企業に大きな影響を与えるという意味で、いずれの制度も文化芸術分野と無関係とはいえません。今後も動きをウォッチしつつ、引き続き案件対応や情報発信を行ってまいります。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

（編集担当：小田 大輔、野々口 華子）